

きを経て、平成15年度には、環境影響評価書を作成し、事業に着手しています。

また平成16年から、評価書に定めた事後調査として、5年間の事後調査を実施しています。具体的には、環境保全措置として移植したノハナショウブ及びシュンランの生育状況の確認及びトウキヨウサンショウウオの生息環境向上のための検討を目的とした調査を行っています。

今後は、平成20年度の事後調査期間終了後に、事後調査書を作成していくこととなります。

『廃棄物処理施設建設に係る環境影響評価』については、『基盤整備に係る環境影響評価』の進捗に合わせて、平成14年度に計画書、準備書の手続きを行い、平成15年度に環境影響評価書を作成し、事業に着手しています。

事後調査の手続きについては、一部の施設が段階的に整備を進めながら稼働する計画であるため、「全施設が稼働開始する時点から」と「全ての施設整備が終了する時点（平成23年度予定）から」の2時点で行うこととしています。

平成18年6月に施設が操業を開始したことから、第一回目の事後調査の手続きを、現在進めているところです。

#### 〔住民監視員組織の活動〕

監視員の方々は、資源循環工場に対し週に1回の監視活動を行っており、その活動を通じて、指摘された事項は、県を通じて施設に伝えられ、必要な改善を図ることとしています。

監視員の活動で指摘された件数については、平成18年度は32件、平成19年度上半期までは7件となっています。

指摘された事項については、シャッター開放の状況や臭気に関するものが多くなっています。

#### イ 環境測定

運営協定に基づき、事業者と県は定期的に環境測定を行っています。

事業者については、自らの施設に関する、大気・騒音・振動・悪臭・水質について定期的に測定しています。

県は、周辺環境に関して、大気・騒音・振動・悪臭・水質について121項目の環境測定を定期的に行ってています。